ふじみ野市地域自立支援協議会条例新旧対照表

改正案	現行
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 協議会は、次に掲げる事務について必要な事項を調査及び審議す	第2条 協議会は、次に掲げる事務について必要な事項を調査及び審議す
る。	る。
(1) • (2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 障がい福祉計画、障がい児福祉計画及び障がい者基本計画に関す	(3) 障がい福祉計画及び障がい者基本計画に関すること。
ること。	
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
(部会)	(部会)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 部会に部会長を置く。	2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。
3 部会長は会長が、部会員は部会長が委員及び市長が必要と認めた者か	3 部会に、部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長がこれを指
<u>らこれを指名する。</u>	<u>名する。</u>
	4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
4 (略)	<u>5</u> (略)
<u>5</u> <u>前条</u> 、次条及び第9条の規定は、部会について準用する。 <u>この場合に</u>	6 前条第2項から第4項まで、次条及び第9条の規定は、部会について準
おいて、前条第1項及び第4項、次条並びに第9条中「協議会」とあるの	用する。
は「部会」と、前条第1項及び第9条中「会長」とあるのは「部会長」	
と、前条第2項から第4項までの規定中「委員」とあるのは「部会員」	
と読み替えるものとする。	